

## 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

278

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定める放課後児童支援員の資格要件に係る実務経験年数の短縮

【参考】

基準省令第 10 条第 2 項第 3 号

「2 年以上児童福祉事業に従事した者」

同条第 9 号

「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めた者」

同条第 10 号

「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事し市町村長が適当と認めた者」

具体的な支障事例

基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされている。

当該研修の受講要件は複数あるが、このうち「実務経験年数」については、短縮を望む声が市町及び現場から多く寄せられている。

具体的には、資格取得者が退職した場合、しばらくの間、新たに採用した者が放課後児童支援員になることができず、基準省令上の配置(2 名以上)が難しくなる事態が生じている。

また、放課後児童支援員たるべき人材の要素を備えるためには、必ずしも 2 年という期間が必要とは言えず、むしろ、実務に基づくノウハウ、児童・保護者や他の職員からの信頼関係等を踏まえて総合的に判断されるべきものとする。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格取得のための実務経験年数が短くなることで、資格取得対象者が増え、現在の人材不足の問題(人員配置の困難さ)を解消する一助となる。

支援員の人材不足が深刻な中、放課後児童クラブの待機児童解消のためにも効果があると考えられる。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県、ひたちなか市、多治見市、山口市、西宮市、広島市、高知県、松浦市

○放課後児童クラブには2人以上の支援員（1人を除き補助員で代替可）の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

○提案と同様に、有資格者が退職した後すぐに支援員が確保できない場合には設備及び運営の基準に合致しない状況となることから、人員配置の困難さの解消は必要と考える。ただし、支援員の質の確保の観点から、現在の実務経験年数よりも短い期間を設定する場合には、同じクラブに継続して勤務する場合などの条件を付し、実務に基づくノウハウや児童等との信頼関係が醸成されていることなどをある程度明確に判断できる場合に限るべきと考える。

○本市においても、放課後児童支援員の確保に大変苦慮しているところであり、「実務経験年数」の短縮によって人材確保の幅を広げるなどの抜本的な対策を講じない限り、近い将来、安定的な事業の継続に支障が生じるおそれがある。

○人口規模の小さい町村においては、資格取得者の退職に伴う職員補充に当たり、保育士等の有資格者をすぐに確保することは難しく、無資格者を採用せざるを得ない場合がある。この場合、放課後児童支援員資格を取得するためには、基準省令第10条第3項第3号に該当するために2年間の実務経験が求められることとなるが、その間に基準省令上の職員配置が困難となる。

○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。

○本市においても、都道府県認定資格研修を受講した者が離職するケースが多く見受けられる。今後、有資格者が離職した場合、研修を受講するまでの間、支援員の配置が困難となるケースも想定されることから、実務経験年数の短縮など受講可能要件の緩和は人員不足の問題解消につながるものとする。

○本市においても放課後児童健全育成事業の利用希望者の増に伴い、定員拡大に取り組んでいるが、定員拡大に伴う職員の確保が年々厳しくなっている。一方で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく、質の確保も必要であるとする。

○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している。そのような中、認定資格受講希望者はいるが受講要件（勤務年数等）を満たしていないため要件緩和があると良い、という声もいただいている。本制度において、規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。

## 各府省からの第1次回答

放課後児童支援員には、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者又は実務経験がある方になっていただくことが必要であると考えている。

一方で、支障事例のような事態が生じることも承知しており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方を考える際に、こうした問題への対応策もあわせて検討していくこととしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念

仮に経過措置期間がこのまま経過してしまった場合、各自治体において資格取得者の十分な確保ができていないところも多く、放課後児童クラブの利用率が年々高まっていく中、来年度以降の放課後児童クラブの運営に支障を来し（「場合によっては閉鎖せざるを得なくなるクラブも発生する」との現場の声もある。）、更なる待機児童の増大につながる恐れがある。

○各市町・現場からも実現を求める声

佐賀県内の各市町からも、認定資格研修そのものの受講要件を満たす資格者の確保に苦慮しており2千時間の総勤務時間を確保するために実質的には3年程度の期間を要しているとの指摘や、自身の専門性を高めたい、勉強する機会を得たいという職員がいるのに、実務経験年数の要件がネックとなり結果的に認定資格研修を受講する前に転職していく事例等もあり、「実務経験年数」の短縮を望む声が多く寄せられている。

○まとめ

必要な実務経験年数については、質・安全の確保を前提として、地域の実情に応じた年数に設定できるよう緩和すべきである。そもそも「児童福祉事業に2年以上従事した者」の「児童福祉事業」にも様々な種類があり、事

業種別や労働条件を考慮せずに、一律に2年の実務経験を課すのには無理があるのではないかと。各自治体にとって放課後児童支援員の取扱いについては、待機児童問題を考える上でも喫緊の課題となっていることから、少なくとも来年度の各自治体の予算要求時期に間に合うよう、今年中を目途に早急な検討を願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支障があるとの意見があることから、経過措置期間の経過を待たずに、早急に見直すことを求める。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨や平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。

なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府省ヒアリングにおいて、貴省からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しを考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

放課後児童支援員には、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者または実務経験がある方になっていただくことが必要であると考えている。

一方で、支障事例のような事態が生じることも承知しており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方について、引き続き検討していく。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和

## 提案団体

長洲町

## 制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体実施する際の職員配置基準の緩和

## 具体的な支障事例

本町では、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施(共通のプログラムを実施)しているが、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員は、保育士よりも処遇が低く、確保が困難な状況である。

また、放課後子供教室の職員である学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。

現在は月1回程度一体型として実施しているが、両事業の人材の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一体的に実施する回数を増やすことができない。

厚生労働省は、放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点で調査を行ったところ、一体型として実施しているのは、3549か所であり、一体的な取組みを進める上での課題として、人材の確保が困難(都道府県:83.0%、市町村62.1%)であることが最も多く挙げられていることから、一体的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することができると考える。

現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できることとされている。

よって、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員2名(うち1人は補助員でも可)と安全管理員兼学習アドバイザー1名の最低3人の配置が必要である。

放課後児童クラブを単独で運営する場合に、利用者が20人以上の場合、放課後児童支援員を2人(うち1人は補助員でも可)配置することとされていることから、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際にも、全員で創作活動を行う等プログラムを工夫することで、放課後児童支援員1人と安全管理員兼学習アドバイザー1人の計2人で実施することができると考える。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を促進し、保護者の就労状況に関わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。

## 根拠法令等

- 児童福祉法
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)
- 放課後子ども教室推進事業等実施要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

## 各府省からの第 1 次回答

実現は困難。一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものであり、両事業に携わる者の数を合わせて考えることは困難。預かる児童の安全の確保を考慮すれば、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置することは、必要なことと考える。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、放課後児童クラブの支援の単位ごとに2名の放課後児童支援員を配置するという現行基準は維持したまま、放課後子供教室との一体型の場合には、両事業の職員の支援が得られることから、職員配置の緩和を求めるものである。

現行で、放課後児童クラブは、利用児童がおおむね 40 名以下の場合、放課後児童支援員等を2名配置することとされており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用児童数の目安やプログラムの工夫を行えば、放課後児童クラブと放課後子供教室の職員計2名で、安全確保が可能であると考えられる。

一体型で運用する場合であって、両事業の利用児童数が合計 40 名以下の場合に、放課後児童支援員2名だけでなく、安全管理員兼学習アドバイザー1名の計3名がいなければ、安全性が確保できないというのは不合理ではないか。

放課後子供教室と一体型で運営する場合に、支援を要する子どもを受け入れる機会が増加しており、職員を加配したいが、現状では加配できない状況にある。提案の実現により、効率的な配置ができれば、その分の人材を加配が必要なクラブに配置する等、人材を効率的に配置し、人材不足の現状を打開することができると思う。

また、安全確保対策として、職員それぞれの役割分担を明確にし、緊急時の連絡体制等の確立を行うことで、安全性は保たれると考える。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

**【全国市長会】**  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

**【全国町村会】**  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○放課後児童クラブは、利用者がおおむね 40 人以下の場合、放課後児童支援員等を2人配置することとされ

ており、同様に、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、人数の目安やプログラムの工夫等により、職員計2人で実施することができるのではないかと。

#### 各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

#### 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

(iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・「放課後子ども総合プラン」(平26文部科学省生涯学習政策局、文部科学省大臣官房文教施設企画部、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)に基づく、放課後子供教室と一体型の放課後児童クラブの実施については、地域の実情を踏まえた運用ができるよう、児童の数が20名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省: 文部科学省)

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

104

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員の配置数の緩和

提案団体

岐阜県、本巣市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

中山間地域において、放課後児童支援員 1 人で実施可能とする。

具体的な支障事例

○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される、中山間地域がある。

○中山間地域には、全校児童数が非常に少数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を求める保護者からの声があったため、利用登録者は 1 名のみであったが、児童福祉事業として、放課後児童クラブを必要とする子どもが利用できるよう、平成 28 年度に、小学校の空き教室を利用して、開設した。現在利用している 1 名は、保護者が就労しているため、平日毎日放課後児童クラブを利用している。

○中山間地域は豪雪地帯で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することはできず、放課後に子どもをスクールバスで移動させ、知らない子と一緒に預かるのは、子どもの放課後の過ごし方として、望ましくない。また、中山間地域の子は、その地域で幼少期を過ごしてほしいと思っているため、利用者が少数でも、放課後児童クラブを継続していきたい。

○しかしながら、現行制度では、1 人の子どもに放課後児童支援員 2 名の配置を必要とする。現在の人員配置では、人材の確保が難しい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

中山間地域をはじめとして、少子化が進行している地域において、小規模な放課後児童クラブの実施が可能となり、地域の実情を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に資する。

根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号）
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

庄原市、沖縄県

○現行制度では児童 1 人が利用した場合にも支援員を 2 人配置しなければならない。本市では地域柄土曜日の利用者数は平日に比べて極端に少なく 1 日の利用者数が 10 人を下回る施設がいくつかある。支援員の確保が

難しい状況で土曜に午前と午後で4人の支援員を配置することは支援員にかなりの負担を強いる状況にある。  
 ○本市にも中山間地域に少人数の児童が利用する児童クラブがあり、支援員2名の配置に苦慮している。  
 ○本県は島嶼県であり、沖縄本島以外にも離島が多くある。  
 特に離島地域においては、児童数の少ない小学校が存在し、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の配置基準等から実施が困難となっている実情がある。中山間地域に加え、離島地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、よりきめ細かい福祉サービスの提供が可能となる。

## 各府省からの第1次回答

こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童健全育成事業所と同一敷地内にある他の事業所、施設は本市の場合、小学校ですが、小学校の教職員等は、平日は勤務時間が17時までであり、放課後児童クラブの開設時間(18時)と勤務時間が一致しないこと、夏休みなどの長期休暇には人員が不足し放課後児童クラブとの連携体制を取ることが難しいことから、本市が左記を適用することはできません。なお、緊急時には近隣に消防署、交番、市役所支所があり、それらの施設との調整で十分対応可能であると考えます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。

・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。

・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。

## 各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応に



について検討を行うことは可能である。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭 22 法 164)

(iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 63)10 条 1 項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

105

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

放課後児童クラブの職員配置要件の緩和

## 提案団体

岐阜県、中津川市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

併設する学校職員等との連携により放課後児童支援員 1 人で放課後児童クラブを実施可能とする。

## 具体的な支障事例

本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。

放課後子ども総合プランでは、平成 31 年度末までに約 30 万人分の放課後児童クラブを新たに整備し、そのうち約 80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズが少ない地域では、働き手が少なく、新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者確保は非常に厳しい状況である。

現行では、放課後児童クラブ 1 単位に対し、2 名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令 10 条 5 項で、利用者が 20 名未満の際に、放課後児童支援員 1 名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員 1 名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員 1 名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。

なお、本市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

少子化が進行している過疎地域においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。

地域の実態を踏まえた利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に資する。

## 根拠法令等

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号)
- ・放課後児童支援員等研修事業実施要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

## 各府省からの第 1 次回答

こうした小規模な放課後児童クラブの対応として、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、利用者の支援に支障が生じない場合は、補助員は放課後児童健全育成事業所の同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとしており、入所している施設との調整により、対応できる部分があると考えられる。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、回答にある「同一敷地内で兼務するなかで対応できる部分」だけでは問題の解消につながらないという切実な現場の声を受けたものであり、質の確保を前提としたうえで、近接する人的資源の活用や時間帯による利用児童数の増減への柔軟な対応などにより、所期の目的である「まち・ひと・しごと創生総合戦略の子ども・子育て支援の充実」を進めるものである。

放課後児童クラブの人材不足は、子どもが少ない小規模な放課後児童クラブだけでなく、放課後児童クラブのニーズが高く、新設等が必要な地域でも生じているが、現行の制度で、兼務できるのは「利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所」に限られている。

また、質の担保措置が「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務を兼務する」ことでしか認められないため、同一敷地内に施設がないケースでは活用できない。

放課後児童クラブと近接した小学校や市の出先機関との連携や巡回支援を行う放課後児童支援員を配置する、利用者数が少ない時間帯に限り、放課後児童支援員の配置数を緩和するといった方法により、質の担保は可能である。

支援員の確保が大変厳しい状況はさらに深刻さを増しており、一定要件の下で基準緩和の選択肢を増やす、或いは地域の実情と責任によって市町村が基準を定めることができるよう再度、検討をお願いするものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

なお、所管府省からの回答中「入所している施設との調整により、対応できる部分がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、提案内容が全て実現されるよう再検討を行うべきである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○以下の実態を踏まえ、全国的な人材不足の支障が解決するよう、直ちに人員配置基準の見直しを検討していただきたい。

・地方部の小規模な放課後児童クラブの人材不足は深刻である。現行の人員配置基準の特例措置の効果は極めて限定的で、実際には、同一敷地内に他事業所がない等、兼務できない場合が生じている。

・都市部では、人材不足により、放課後児童クラブの新設、分割ができず、待機児童が生じたり、児童40人を超えて受け入れるケースが生じている。

#### 各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭 22 法 164)

(iv) 上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・放課後児童支援員(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 63)10 条1 項)の員数については、登録児童数が少ない場合、地域の人口が少ない場合又は学校との連携が可能な場合等に対応できるように、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参酌化

提案団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参酌すべき基準に見直すこと。

具体的な支障事例

## 1. 背景

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、平成 31 年度末までに 30 万人分の追加的な受け皿整備を進め、処遇改善を進めることとしている。また、平成 29 年 4 月に発表された働き方改革実行計画においても、子育てと仕事の両立支援策として、放課後児童クラブの受け皿整備を行うこととしている。

しかしながら、地方における放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員などクラブに従事する者について、厚生労働省が人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が発生しているからである。

放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)の資格や配置については、平成 27 年度から「従うべき基準」とされているが、厚生労働省の実態調査によると、放課後児童支援員は、非常勤職員やパート・アルバイト等の職員が約7割を占め、保育士に比べ処遇が低い状況である。

このような状況にもかかわらず、国が一律の基準の義務付けを行ったことにより、全国的に人材不足が深刻化している。実際に、地方六団体地方分権改革推進本部が昨年 12 月に実施した調査によると、「従うべき基準」により支障が生じているという事例が、200 以上の地方公共団体から挙げられている。

## 2. 人員資格基準

人員資格基準については、従事者の豊富な経験や他の類似の資格の適格性を否定し、「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成 31 年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができない。しかしながら、研修の機会が少ない上、人材不足から現場の勤務シフトを優先せざるを得ないため、研修受講率は低調であり、人材不足が著しい地域では、受講を進められず今後の継続的なクラブ運営に不安を助長させている。

また、経験豊富で保護者や児童から信頼の厚い補助員が、高卒要件を満たしていないことで、放課後児童支援員となることができず、現場での意欲を無視しているような事例も見られる。平成 31 年度までに 13 万人分の放課後児童クラブを増設し、放課後児童支援員の必要数が増加することを鑑みると、人材確保は更に厳しくなることが予想される。放課後児童支援員に十分な資質や研修が必要なことは認めるが、必ずしも当該研修を受講しなくても、経験豊富で優秀な人材の活用や現任研修による資質の向上は十分可能であり、このような質の担保について、地方に大幅な裁量を認めるべきである。

## 3. 人員配置基準

人員配置基準についても、少人数クラブやクラブの運営実態を無視し、配置数が義務付けられたため、人員の確保が困難となり、受け皿整備が進まない要因となっている。小学校設置基準では、1学級の児童数は 40 人以

下とされている。クラブについても同様に、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とされている。教育の場面では、1学級につき1名の教職員の配置とされていることが一般的であるが、放課後児童支援員等は2名の配置が義務付けられている。これらを比較すると、利用児童が数名の放課後児童クラブにまで2名配置を求めているのは過剰規制との指摘もあり、クラブのプログラムを工夫する等、地方が自ら児童の安全性の確保等に配慮することにより、放課後児童クラブの配置人数について地域の実情に応じた柔軟な配置が認められるべきである。

#### 4. 潜在的待機児童の問題

昨年度の厚生労働省の調査によると、放課後児童クラブの利用児童は、平成 28 年5月時点で過去最多の約 109 万人、待機児童は過去最多の約 1.7 万人とされているが、待機児童数には待機中に断念したケースや、利用までに長期間の待機を要した児童数等が含まれていない。また、放課後児童クラブの数は増加しているにも関わらず、待機児童が増加しており、待機児童のいる市町村は全体の約4分の1に上っている。

女性の就業率の向上や新制度の導入により、保育サービスの利用のハードルが低下したため、保育の申請者は増加しており、保育所整備を進めているにもかかわらず、むしろ待機児童は増加している。これを受けて政府は待機児童を解消する時期について、当初の予定を3年遅らせて 2020 年度末とする方針を表明したところであるが、放課後児童クラブについても、保育サービスを利用する児童の就学後、利用希望が拡大し、待機児童が増加する懸念がある。

少子化は進む一方で放課後児童クラブの利用児童数は増加の一途であり、市町村等が子ども・子育て支援事業計画で見込んだ将来推計を超過し、政府の目指す一億総活躍社会の実現や働き方改革にも影響を及ぼす懸念もある。

#### 5. まとめ

全国の団体から挙げられた放課後児童クラブの人材不足に関する支障は、多様な要因によるものであり、都市部・地方部の双方で生じているため、一時的な財政支援や局所的な要件緩和、経過措置の延長では対応できない。

また、これらの見直しに当たっても、量と質の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国と地方で全く異ならない。

保育所等の待機児童の行く先は、放課後児童クラブであり、放課後児童クラブの確保と待機児童の解消は、喫緊の課題となる。昨年の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」「ニッポン一億総活躍プラン」に続き、本年も「働き方改革実行計画」や来年度から実施される「子育て安心プラン」が発表されたりと矢継ぎ早に対策を打っている以上、クラブの待機児童対策について、平成 31 年度末までの子ども・子育て支援事業計画の見直し時期を待って検討するのでは、遅きに失する。

放課後児童に関する施策については地方が先行して実施していた分野であるが、従事する者及びその員数について「従うべき基準」とされているため、クラブの規模に応じた人員配置や人材活用が妨げられている。地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、クラブの質を保つことは十分に可能であり、このような地域の実情を十分に踏まえ、抜本的な基準の見直し（「従うべき基準」を「廃止」又は「参酌すべき基準」に見直し）を行うべきである。

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

放課後児童クラブの受け皿整備を加速化させ、待機児童の解消に資するとともに、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全な発達と、働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。

子育てと仕事の両立ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性は、国の施策にも沿うものである。

また、地域の特色を活かした放課後児童クラブの運営を行うことで、利用者のニーズに合ったサービスの提供を行うことができる。

### 根拠法令等

児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)、放課後児童支援員等研修事業実施要綱

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、島根県、防府市、徳島県、北九州市、熊本県、宮崎市

○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業等々の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。

○平成 32 年度以降、「放課後児童支援員認定資格研修」を未受講の新規採用職員や保育園等からの異動職員は、放課後児童支援員として育成室(放課後児童クラブ)に配属することができなくなる。本区では、これまでも独自の研修等により高い保育の質を維持しており、一律での義務付けは避けるべきである。

○クラブ創設当初(約 15 年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するのは負担が大きい。クラブで「主任支援員」を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員では他に支援員を配置する必要がありシフト編成に支障を来すとのことであった。

○放課後子ども総合プランのモデルケースとして紹介された市町村で、教育委員会との連携は十分強化されているが、過疎地域であり潜在する労働力がそもそもないため、基準を満たせず、放課後児童健全育成事業を実施することができなくなったケースがある。

○利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を手厚くしたいが、常時2人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童40人の時間帯も児童1人の時間帯も同じ2人での運営となっている。

○少子化に伴う学校の統廃合や6年生までの受入拡大に伴い、大規模クラブとして運営している地域では、支援の単位を概ね40名に分けて運営するためのクラブ室は確保できても、支援員等の確保が困難となっており、大規模クラブとして運営せざるを得ない状況がある。

○長年放課後児童クラブの指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースが見受けられる。また、平成32年度以降、放課後児童支援員が急に退職した場合、仮に実務経験2年以上又は保育士等の有資格者が確保できても、研修受講後でなければ支援員になることができず、せっかく貴重な人材が確保できても、放課後児童支援員常時1名の体制が保てないため、放課後児童健全育成事業が実施できないことが懸念されている。

○本市においても、支援員の確保には苦慮しているところであるが、支援員の資格については平成 31 年度末までに1クラブ2名以上の受講を計画的に勧めているところであり、現在支障事例はない。しかし、支援員は、嘱託職員または有償によるボランティアであるため、資格を持つ支援員が急に辞めることになれば、要件を満たすことができなくなる可能性も出てくる。資格は、放課後児童クラブを運営する上で必要ではあるが、地域の実情を踏まえた上で、「従うべき基準」の緩和には賛同する。

○本県の放課後児童クラブにおいては、複数のボランティアが交代により従事し、運営しているクラブも多い。このため、クラブによっては、現従事者が受講要件(従事時間、高校卒業等)を満たしていない場合があり、支援員認定資格研修の受講ができない状況がみられる。特に、中山間地等の人材確保が困難な地域においては、児童クラブの存続が危ぶまれるところもある。

#### 各府省からの第1次回答

平成 27 年から施行された子ども・子育て新制度においては、保育や放課後児童クラブに関して、量の拡充のみならず質の確保も同様に進めており、双方を合わせて進めていることが保護者から望まれていることと認識している。放課後児童支援員の員数は、少なくとも、子どもの安全性の確保から不可欠であり、また、研修の実施は、昨今の子どもを巡る課題を把握すること、さらに一定のレベルを備えた支援員を養成することで、支援員のさらなる処遇改善につなげていくものである。これらは、放課後児童クラブの質を確保するものとして、「従うべき基準」として、全ての放課後児童クラブで行われることが必要であり、提案の実現は困難である。このため、厚生労働省としては①研修受講の支援、②平成29年度予算における支援員の処遇改善を行っている。

なお、加えて、当該基準を議論する際、地方自治体の担当部局にも十分意見を聴いた上で、策定しているものである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、「義務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の切下げでも、国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。国が全国一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、国と地方自治体の役割分担を見直すものである」とされている。

○また、施設・公物設置管理等の基準を自治体の条例に委任する場合、「条例制定の余地が実質的に確保さ

れる方法で行われるべき」であり、「条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべき」としている。

○このため、「従うべき基準」は真に必要な場合に限るべきであり、放課後児童クラブについては、制度導入後2年が経過していることや地方自治体から多くの提案がされてきていることを踏まえるべきである。

○言うまでもなく、「従うべき基準」とすることは、地方自治体の裁量・議論の余地がないものとして規制するものである。「放課後児童クラブの質を確保する」というのみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分であり、納得できるものではない。

○元々、放課後児童クラブについては、国が基準を定める以前から地方自治体がそれぞれ独自にサービスを提供してきたものであり、それらの状況等を踏まえて平成27年に放課後児童健全育成事業の制度が開始されたものであるが、国が「従うべき基準」を設定したことにより、現場の状況に併せた柔軟な対応ができないなど、地方自治体の裁量がないことによる弊害が多く発生しているほか、今後のニーズの増大に対してこのままでは対応できないのではないかと懸念も大きい。

○なお、放課後児童クラブについて、児童の安全確保や質の確保が必要である点及び現在の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が、当時、地方自治体の意見を聴取して策定されている点について、地方三団体として否定するものではないが、そのことが当該基準が多様な地方の実情に合致したものであることや、児童の安全やクラブの質の確保の上で最適な基準であることの根拠とはならない。この「従うべき基準」が制定されてから3年半が経過し、実情を踏まえた制度の見直しを検討すべきである。

○問題は、質の確保の方法等として全国一律の「従うべき基準」が設定されていることにある。

○国の基準は、標準的な放課後児童クラブを中心として定められているため、放課後児童クラブの規模や周辺環境、立地場所等において多種多様な全国の放課後児童クラブ全てに一律に適用していることで、様々な不合理を生じることとなっている。

○今回、提案のあった個別・具体の支障事例は、実際に国が新たに定めた基準に基づいて制度を運用した中から浮かび上がってきた問題点である。

○基準の廃止又は参酌化により、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となれば、住民のニーズに即した合理的な方法により住民サービスが提供されることとなる。

○また、「従うべき基準」が廃止又は参酌化された場合でも、住民を代表する議会により運営の基準等が議論された上で、条例で定められるものであり当該自治体にとって最適なサービスが確保される。

○量の拡充と質の確保を目指す方向性は、地方も同じである。児童の安全は、保護者の望みであるとともに、地方自治体の当然の責務である。地方自治体は、施設の設置・運営の責任者として児童の安全を確保しつつ、安定的に事業を継続する方策について提案するものであり、また、現場の各種の創意工夫により、放課後児童クラブのサービス水準の向上等にもつながっていくものと考えている。

○厚生労働省においても、放課後児童クラブを必要とする全ての子ども、保護者のニーズに真摯に向き合い、量と質の両面を保障するとともに、より良いサービスの提供をしようとする地方自治体の提案に対し、改めて明確かつ迅速な対応を強く求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【静岡県】

一定のレベルを備えた支援員の必要性は当然のことであるが、現状の基準では高卒以上でなければ、放課後児童支援員認定資格研修の受講が認められない。中卒であっても経験豊富な職員が放課後児童支援員認定資格研修の受講を認められないのであれば、研修の受講資格要件に係る基準について、参酌すべき基準とするなど、各自治体の判断で必要な人材が必要な講習を受講できるようにしていただきたい。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

##### 【全国町村会】



提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○従うべき基準の制定に起因した、放課後児童クラブの人材不足が全国的な強い要請となっていることを真摯に受け止め、従うべき基準の見直しを直ちに検討していただきたい。

○放課後児童クラブにおける児童1人あたりの面積基準 1.65 m<sup>2</sup>については、クラブ全体の 25%で、基準を満たしていないという実態を考慮し、参酌すべき基準とされた経緯がある。放課後児童支援員不足の実態を踏まえ、人員配置基準、人員資格基準についても同様に、実態に配慮した検討があつて然るべきである。

○小学校の複式学級では、複数の異年齢児に対し、教職員1人を配置することとされている。放課後児童クラブについても、同様に、プログラムの工夫等によって、放課後児童支援員1人で質を担保したサービスの提供が可能ではないか。

#### 各府省からの第2次回答

現行の「従うべき基準」は、子どもの安全性の確保など一定の質を担保するため、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行に併せ、最低基準として策定したものであり、一律に廃止又は参酌基準化により緩和することは、慎重であるべきと考える。

また、人員資格基準についても、放課後児童支援員の質を確保し、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、同様に、一律に廃止又は参酌基準化による緩和については、慎重であるべきと考える。

その上で、ご提案の内容を踏まえ、放課後児童支援員の配置基準については、地域の特性を踏まえた対応について検討を行うことは可能である。

#### 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

##### 6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭 22 法 164)

(iii)放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平 24 法 65)59 条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法 34 条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

## 提案団体

出雲市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和

## 具体的な支障事例

放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。

放課後児童支援員は、平成27年4月1日から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラブあたり平均1.7人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増して、増設しており、長時間開所を求めるニーズが多い現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。

児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が3万4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。

児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童館や放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達の理解、子どもの遊び、保護者との連携や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしている。

「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができるとされているが、児童厚生員研修については、放課後児童支援員として従事するために必要な知識を網羅していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することが可能であると考えられる。

児童厚生員の資格保有者に放課後児童支援員としての資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保に資する。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童支援員が不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機児童の解消に資する。

## 根拠法令等

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三

号)  
・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、豊橋市、高松市、北九州市、宮崎市

○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、貴市ご指摘のとおり、必要な知識を網羅していると考えられ、免除を検討すべきと考える。

○「放課後児童支援員」の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成 31 年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなければ、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市でも平成 27 年度より、受託者に 5 年間で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけている。しかしながら、県が年に 2 回研修を開催し、県全体で実施されるため、本市の受講枠も限度枠が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受託者も見受けられる状況である。平成 31 年度から認定資格研修を受講した「放課後児童支援員」を基準どおり配置し、運営できるのが課題である。

○本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。

#### 各府省からの第 1 次回答

放課後児童支援員研修と児童厚生員研修は同一のものではなく、受講を免除することは困難と考える。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

○児童厚生員の認定資格については、放課後支援員認定資格研修とカリキュラムが類似しており、放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしているものである。また、認定資格研修の科目と同等以上の内容を資質向上研修等で受講している場合には、認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるとされているため、放課後児童支援員研修と児童厚生員研修が同一内容でなくても受講免除することは可能であると考える。

これにあわせて、新たな課題等に対応するための知識を習得したり、スキルアップのための研修を定期的受講するなどにより、資質の向上を図ることは可能と思われるため、サービスの質の低下にはつながらないと考えられる。

○本市では、市内に設置している放課後児童クラブのうち、約半数のクラブで 4 年生以上の受入れができておらず、4 年生以上を中心に待機児童が約 50 人発生している等、放課後児童支援員等の人員不足により保育ニーズを満たせていない状況にある。待機児童解消のためにも、放課後児童支援員としての資質を持つ者を活躍できる制度にしていきたい。

○放課後児童支援員としてできるだけ多くの人材を確保しなければならないことは、全国の自治体の切実な課題であり、本提案募集においても、放課後児童支援員の資格要件緩和等について、多くの支障事例が示されているところである。本市が提案した案件についても、複数の自治体等において、同様の支障事例があるところであり、こうした実態を踏まえて、現場の課題を解消できるような適切な判断をしていただきたい。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第 3 次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○認定資格研修と児童厚生員研修の内容は類似しており、子どもの発達の理解、保護者との連携や安全対策など、放課後児童支援員として従事するために必要な知識が含まれているため、認定資格研修創設当時の経緯や児童厚生員研修の内容等を踏まえて、検討していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

放課後児童支援員の質を確保し、処遇改善を進める上で、放課後児童支援員研修を受講し、放課後児童クラブを運営するために最低限必要な知識を習得させることは重要と考えており、慎重であるべきと考える。その上で、ご提案の内容も踏まえ、研修受講に伴う負担を考慮した多様な研修方法のあり方について検討を行うことは可能である。

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

## 6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭22法164)

(iv)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。

・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

放課後児童支援員認定資格研修の受講免除

## 提案団体

栃木県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」について、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくとも支援員の有資格者と認定されるよう要件緩和をお願いしたい。

## 具体的な支障事例

有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部修了者の受講実績管理も発生することから、研修事務が一層煩雑化すると見込まれる。

また、研修受講の義務化により、受講者本人の負担だけでなく、対応する放課後児童クラブにおいても、職員不足等の負担が生じるほか、経過措置終了後、児童数増加に伴う創設、分割または新たな支援単位の追加等の必要性が生じた場合において、放課後児童支援員の確保が困難となることが想定される。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本県の放課後児童支援員の有資格者率は、56.7%であり、また、平成27年度受講者の約6割が有資格者だった。制度改正により受講対象者は半数以下になると見込まれ、さらに一部免除者がいないことで、事務の効率化と大幅な研修経費の削減が図られる。

また、有資格者及び所属クラブの負担が軽減される。

## 根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項  
放課後児童支援員等研修事業実施要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

西郷村、新宿区、長野市、門真市、防府市、宇和島市、八女市

○研修受講の義務化により、職員不足等の負担が生じクラブ運営に支障をきたすことが予想される。現在でも、職員確保が難しいため、経過措置終了後の職員確保がさらに困難となることが想定される。

○有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部修了者の受講実績管理も発生することから、研修事務が一層煩雑化すると見込まれる。また、研修受講の義務化により、受講者本人の負担だけでなく、対応する放課後児童クラブにおいても、代替職員の確保が負担となっている。

○本市は、支援員を 380 人確保しているが、年間の受講可能者は 30 人程度に留まる。一方、本市の県研修の有資格者の内、保育士の有資格者は 27%を超えているため、重ねて全ての科目を受講することは効率が悪い。

○本市においても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が制定される以前より、放課後児童クラブ指導員の半数以上を保育士等の資格を有する職員としており、一定のスキルをもった指導員が多いことから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。

○保育士等の資格が有るにも係らず無資格者と同様に認定研修の受講を義務付けることで、現支援員が経過措置期間後の退職を示唆する状況であり、今後、支援員の確保に支障をきたす恐れがある。

○保育士等の有資格者が改めて研修を受けることで本人や学童保育所の負担が増えている。

#### 各府省からの第 1 次回答

保育士の資格を有している者には 4 科目 6 時間分の一部科目免除を行っているところ。その一方で、研修科目の中には、放課後児童クラブに関する理解等、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関するものであるため、研修そのものを免除することは困難であると考えている。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育士等の国家資格を有する者は、その資格取得過程で子どもを理解するための基礎知識等は習得しており、例えば、資格取得のための研修は免除し、代わりに放課後児童支援員として必要な知識等に関するテキスト等を配布して、放課後児童健全育成事業に関する理解と認識を深めてもらうとともに、毎年多くの職員が受講している現任研修に専門性を高める内容を組み込んで必須研修として実施する等、資格取得後の現任研修を更に強化していくことで、支援員の質の低下にはつながらないとする。

また、放課後児童支援員については、処遇面や勤務時間等の理由により希望者が少なく、人材確保が困難であるといった現状に加え、平成 27 年度以降は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づく適正な児童数及び面積の基準を確保するため、新たなクラブの創設や支援の単位の追加等を要するクラブが多く、必要な放課後児童支援員の確保が課題となっている。資格取得のための研修を免除することで、保育士等の有資格者が放課後児童支援員として就労しやすくなり、人材確保の促進にもつながる。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第 1 期の進捗状況の把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。

#### 各府省からの第 2 次回答

保育士等の国家資格を有するものであっても、放課後児童クラブの質の確保という観点から、放課後児童クラブに関する最新の知見等を、認定資格研修において習得して頂くことが必要。

なお、経過措置として、平成 31 年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。

## 6【厚生労働省】

(4)児童福祉法(昭22法164)

(vi)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。

・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号	111	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

## 提案事項(事項名)

放課後児童支援員研修の受講要件の緩和

## 提案団体

松山市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者(以下単に「子育て支援員」という。)に関する要件を明記の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除する。

## 具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業では、省令で定められた基準に従い、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないが、そのうち1人を除いては、補助員をもって代えることができる。なお、補助員には、子育て支援員とそれ以外の者が存在するが、それらの待遇はほとんど同じである。

放課後児童支援員になるには、都道府県知事が実施する研修を修了する必要があるが、当該研修を受講できる者は省令で定められた要件を満たす者(保育士等の有資格者と実務経験者とは大別される)に限られているが、実務経験者に関する要件の中には、補助員経験者や子育て支援員に関する規定は明記されておらず、補助員(特に子育て支援員)が放課後児童支援員認定資格研修を受講しようとしても、他の児童福祉事業の従事者と同じ経験年数を求めざるを得ない。

また、放課後児童支援員の研修科目の中には、子育て支援員の研修科目と一部重複するものがあるにもかかわらず、子育て支援員は再度その科目を受講しなければならず、現場職員の負担となっている。

今後、放課後児童健全育成事業を充実させるに当たっては、一定の実務経験を有する放課後児童支援員をできるだけ多く確保する必要があるところ、一定の研修を修了した子育て支援員を段階的に育成していくことが効率的であり、子育て支援員研修の受講の促進にもつながることから、省令等で定める受講要件の緩和を求めるものである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

子育て支援員研修を受講する意欲の醸成が図れるとともに、子育て支援員を段階的に短期間で放課後児童支援員に育成していくことで、人材不足を解消でき、ひいては対象学年の拡大に伴う放課後児童クラブの増設をさらに進めることができる。

## 根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項  
放課後児童支援員等研修事業実施要綱



## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

厚木市、長野市、寝屋川市、倉敷市、宇和島市

—

## 各府省からの第1次回答

現に放課後児童クラブで補助員として働いている子育て支援員の、研修受講に必要な従事年数の取扱いについては、実施状況なども踏まえつつ、検討の余地があると考えている。  
 なお、受講の一部免除については、子育て支援員研修は、放課後児童支援員の補助員となるための研修であるため、放課後児童支援員認定資格研修とは同等に扱うことが難しく、科目が同じでもあっても統一的な質の担保の確保という観点から認めることはできない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1) 子育て支援員に対する認定資格研修の必要経験年数の短期化  
 本市児童クラブの従事職員は、パートタイム勤務のため受講要件を満たすまでに3～4年かかることから、経過措置終了後の各児童クラブの放課後児童支援員は2～3名しか見込めず、健全な労働環境の確保ができないおそれがある。  
 また、子育て支援員研修を受けた補助員には、児童に対する対応レベルの向上などの効果が確認されており、認定資格研修を受ける際の必要経験年数の短期化は十分可能と考えられることから、例えば「1年かつ1,000時間以上」に短期化するなどの検討を早急に進めていただきたい。

(2) 子育て支援員に対する認定資格研修の一部科目免除  
 放課後児童支援員と補助員は、その職責は異なれど、児童を預かって支援するという点では同様のスキルが求められるのであるから、両研修間で類似する科目について、同等の内容で実施することで受講免除は十分可能であるとする。  
 また、現行の子育て支援員研修は、補助員になるための資格要件となっていないなど、受講するメリットが乏しく、本市の子育て支援員の有資格者が全体の1%にすぎない点からしても、制度そのものが形骸化しているといわざるを得ない。  
 今後は、現任研修なども活用しながら、無資格者の補助員から子育て支援員、子育て支援員から放課後児童支援員へと段階的にステップアップできる仕組みを構築することが、子育て支援員研修の受講の促進や放課後児童支援員の確保につながり、児童の健全育成に資するものとする。  
 児童クラブの現場で働く職員の負担も考慮の上、意欲的な補助員が、できるだけ早期に放課後児童支援員となるよう、研修内容を工夫していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○下記の個別のパターンについて、事務局と調整の上、免除を検討すべきではないか。  
 ・子育て支援員研修(放課後児童コース)において、既に類似の内容を受講している科目  
 ○経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

経過措置として、平成 31 年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。

## 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

## 6【厚生労働省】

(4)児童福祉法(昭 22 法 164)

(vi)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平 26 厚生労働省令 63)10 条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。

・子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成 30 年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成 31 年度までに必要な措置を講ずる。

・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成 31 年度までの経過措置期間(同省令附則2 条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成 30 年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成 31 年度までに必要な措置を講ずる。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

213

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員資格要件等の緩和等

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項に定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。

2 省令附則第2条の経過措置について、平成32年4月1日以降も、例えば「省令第10条3項第1号から第9号の資格を有する者を採用後、1年以内に研修を受講・修了することを予定している者」を含むとするなど、省令を見直すよう求める。

3 省令第10条第5項の併設施設への兼務について、利用児童が帰宅するなど受入時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支障が無い場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設の専任とせず、2人の放課後児童支援員により、当該施設及び併設される放課後児童クラブを兼務により運営できるよう省令を見直すよう求める。

具体的な支障事例

1.2 厚生労働省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)において、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を配置することが義務化され、その資格要件として、①保育士等の資格を有し、かつ②都道府県が実施する研修を修了した者とされた(②については、経過措置があり、平成31年度末までに受講すれば良いとされている)。

しかし、都道府県が実施する研修について、平成31年度末までに予定する研修修了者数(クラブ数×2名)では、特に放課後児童クラブの開設時間の長い長期休業期間中等において必要とされる放課後児童支援員の人数が不足するため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予測される。

また、経過措置期間が経過した平成32年度以降は、新規採用職員が②の研修を受講していない場合、当該研修を受講するまでの間、当該採用職員は支援員として業務に従事することができなくなるため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予想される。

3 放課後児童クラブの職員配置基準として、利用児童が20人未満の放課後児童健全育成事業所については、専任の放課後児童支援員を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の施設に兼務できることとなっている。

本市では、帰宅等により利用児童数が減少する17時以降において、支障が無い範囲で、当該放課後児童クラブと併設の放課後児童クラブがそれぞれ20人未満となる場合、補助員1名が併設の放課後児童クラブを兼務している。

しかしながら、補助員の確保が依然厳しい状況が続いており、補助員が確保できない場合に、職員配置基準を満たせず、開設できない恐れが生じる。このため、開設時間中途に一つの放課後児童クラブが20人以上でも併設の放課後児童クラブと合わせて38人以下となった場合(例えばAクラブが21人、Bクラブが5人)、放課後児童支援員を専任とせず、放課後児童支援員2名が互いのクラブを兼務することにより、運営できるよう規定の緩和を求める。

なお、厚生労働省に確認したところ、児童を受入れた後に、中途から複数のクラブを合同にすることはできないと

の回答を得ている。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定都市が自ら研修を行えるようになることで職員が受講しやすいスケジュールとすることができ、研修の受講者を増やすことができる。また、研修修了予定の職員も一時的に支援員として業務に従事することが可能となり、安定して放課後児童クラブを運営できるため、放課後における児童の生活の場が確保される。さらに、併設施設への兼務要件を緩和することにより、より少ない補助員で放課後児童クラブを運営することができる。

#### 根拠法令等

平成26年厚生労働省令第63号（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）第10条及び附則第2条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新宿区、青梅市、神奈川県、相模原市、長野市、豊田市、防府市

○(1について)放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に政令市がなることで、認定事務の効率化が期待でき、また、地域の実情に応じた柔軟な日程設定等が可能となり、平成31年度末までの研修受講者数の増加が期待できる。

○(2について)増加する保育需要(放課後児童クラブの需要)に対応するため年々施設の増設をしており、研修を修了するまで支援員として従事できないとなれば、運営に大きな支障をきたす可能性がある。

○(2について)現状でも放課後児童支援員の確保には苦慮している状況である。平成32年度以降は有資格者であることに加え、研修修了が必須となるが、更なる人材不足が見込まれる。また、放課後児童支援員の確保ができない場合、民間事業者の新規参入、あるいは待機児童対策等による公立児童クラブの定員拡大が困難となることが予測される。

○(3について)、放課後児童支援員の配置人数を時間単位で減らすことで経費を削減できるとともに、支援員にとっても勤務時間が短縮化し、心身の負担軽減が図れる。さらに、利用児童にとっては、支援単位の児童が少なくなることで、一日の後半は遊び相手が少なくなり、さみしい思いをしているが、支援を合同化することで、この状況も改善することができる。

#### 各府省からの第1次回答

213.1: 指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能である。

213.2: 平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったばかりであり、まずは、残り4年弱の経過措置期間中に研修を受講していただけるよう取り組んでいくことが必要と考えている。

213.3: 平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準による放課後児童支援員の配置要件を定めたところであるが、放課後児童支援員の配置要件の緩和は、複数の職員による充実した支援の実施や子どもの安全確保という観点からすると、放課後児童クラブの質の低下につながるおそれがあるため対応不可。

なお、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを合同で一つの放課後児童クラブとして運営することは可能。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1 受託の場合、児童館担当の指導員は対象外とする県の方針から、本市が計画している人数を受講させることができないなどの問題が生じる。このため、本市の研修計画に基づき研修を実施できるよう委託ではなく実施主体に政令指定都市を含めることとしたい。

2 平成32年度以降の新規採用職員について、研修を修了していない者は、研修を修了するまでの間、放課後児童支援員として業務に従事できないことから、職員のシフトによっては放課後児童クラブを開設できない場合が発生する。このことは、保護者の就労に著しい支障を及ぼすことになるため、提案内容どおり検討していただ

きたい。

3 今後、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを合同で一つの放課後児童クラブとして運営することが可能であるとの見解に従い、適切に運営することとしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【神奈川県】

「子育て支援員研修」では、市町村も実施主体として研修を実施できるのだから、「放課後児童支援員認定資格研修」でも、市町村が実施主体として研修を実施できるよう権限移譲すべきである。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

1については、「指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

2については、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

3については、提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

##### (1)について

○ 認定資格研修の実施主体に政令指定都市を含めることについて、委託方式に限定する理由はあるのか。むしろ、資質向上研修の実施主体が政令指定都市である現状からみて、同一の実施主体による、資格認定と資質向上の切れ目のない研修の実施により、支援員の質の向上に効果的ではないか。

#### 各府省からの第2次回答

1 実施要綱に規定されているように、研修実施の事業計画や人材の確保を行うことは県の責務であり、研修を独自に行いたい市町村については、委託という形で行っていただくことが適切。なお、都道府県においては、市町村のニーズの把握や日程調整などを行っていただくよう、各種会議等において伝えていきたい。

2 経過措置として、平成31年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。

#### 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

##### 5【厚生労働省】

(1)児童福祉法(昭22法164)

(iii)放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事務・権限については、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況等を踏まえ、指定都市を含む実施主体の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

##### 6【厚生労働省】

(4)児童福祉法(昭22法164)

(vi)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。

・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。

## 平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

180

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

## 提案事項(事項名)

児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し

## 提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。

## 具体的な支障事例

療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づくと、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。

このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けることになる。

兵庫県では、平成31年4月に、明石市(平成30年4月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

知的障害児に対して一貫した指導・相談が可能となり、それぞれの市民の実情・実態に応じた最適な支援サービスの提供が可能となる。療育手帳の交付時間の短縮や事務の効率化など、市民サービスの向上につながる。行政不服審査法に基づく不服申立てについても、判定・交付を実施する市が責任をもって適切に対応できる。

## 根拠法令等

療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、京都府

○児童相談所設置中核市が判定と療育手帳交付を一体的に行うことにより事務の効率化、市民サービスの向上につながるものと思われるので、提案には賛同できる。

## 各府省からの第1次回答

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)として「療育手帳制度について」(昭和48年厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。現在でも、この要綱の下で、条例による事務処理特例制度を活用し、児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて行うことは可能であり、提案内容は実現していると考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本来、児童相談所を設置する中核市においては、療育手帳の判定から交付まで一貫して行うことが市民サービスの向上や事務効率化に資すると考えられ、また、指定都市と異なる取扱いとなることは適切でない。よって、事務処理の特例という扱いではなく、制度における対応が必要と考える。

地方自治法第252条の17の2第1項で定める条例による事務処理特例の範囲となる都道府県事務については、法令、条例又は規則等に基づく都道府県知事の権限に属する事務について、条例又は当該条例の委任に基づく規則で定めた場合、市町村の長が管理し及び執行することが可能となるが、本県では療育手帳制度について、次官通知と同日に発出された「療育手帳制度の実施について」(昭和48年厚生省児童家庭局長通知)第7の4に基づき、条例又は規則ではなく、実施要綱(以下「要綱」という。)を定め、運用しており、厚生労働省が促す事務処理特例制度は、活用できない。当該事務は自治事務であり、事務処理特例制度を活用して、療育手帳の交付権限を市へ移譲するためだけに、療育手帳の交付事務に関する県の権限を定める条例等を新たに制定することは本末転倒である。

児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、現在の事務実施の根拠となっている療育手帳制度に係る次官通知の見直しを速やかに行っていただきたい。

あわせて、例えば、少額預金の利子所得の非課税措置の適用範囲を「都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者」とする所得税法施行令第31条の2を改正するなど、中核市の長から療育手帳を交付された場合に不利益が生じないよう関連する法令を見直すこと。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

事務次官通知は技術的助言に過ぎず、現行制度でも各自治体の判断で療育手帳の判定・交付が可能であるとの回答だが、その旨を事務次官通知等で明確化し、改めて各自治体に周知すべきである。

また、第1次勧告の趣旨を踏まえ、都道府県・指定都市で処理している事務で中核市が処理している事務と密接に関連する事務については、事務処理特例制度の活用を待たずに中核市に権限を移譲すべきである。

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、既に児童相談所を設置している中核市については、新たな事務負担が生じることのないよう配慮すること。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 1次回答では、次官通知に基づく要綱の下で事務処理特例制度を活用することが可能とされているが、ヒアリングの場で構成員から指摘のあった通り、通知で定める事務について事務処理特例制度を活用することは一般的ではないのではないか。

○ また、今後、他の中核市等でも児童相談所の設置が進み、療育手帳の制度に関する事務を担おうとする動きが生じうるが、その都度、事務処理特例制度を活用するために地方公共団体がそれぞれ条例制定等を行うことは非効率であり、国が一括して対応する方が合理的ではないか。

○ さらに、来年4月1日に児童相談所を設置する提案団体である明石市の動きを踏まえれば、条例制定のための議会の議決や地方公共団体間での協議等を要する事務処理特例制度の活用を促すより、国において通知改正等による迅速な対応を図る方が適当ではないか。

## 各府省からの第2次回答

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)として「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)を定めており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。

提案内容は、条例による事務処理特例制度を活用することで現行制度上も実現可能であるが、条例制定に係る自治体側の負担も大きいと承知している。他方、交付事務を、児童相談所を設置している中核市に移譲することによって、当該市に様々な事務負担が発生することになる。したがって、次官通知の改正にあたっては、すでに児童相談所を設置している中核市の意向や運用実態も踏まえ慎重に検討する必要がある。

また、仮に児童相談所を設置する中核市での交付事務を可能とした場合に、所得税法施行令や他の制度への影響が考えられ、税務当局や関係府省との調整に時間を要することから、それらと調整しながら検討を進めてまいりたい。